

母子家庭の自立を応援するために

「自立支援教育訓練給付金事業」
「高等技能訓練促進費事業」

母子家庭の母は、就職に際し十分な準備がないうままに職に就かなければならないなど、さまざまな状況にあります。

そこで市では、母子家庭の母が就職に向けた能力開発講座等に取り組めるよう、本人が支払った受講費用の一定割合を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を創設しました。

また、経済的負担の軽減を図ることで、より生活の安定につながる専門資格の取得が容易になるよう、看護師や保育士などの養成機関での一定の受講期間について経済的援助をする「高等技能訓練促進費事業」を創設し、母子家庭の自立を応援します。

自立支援教育訓練給付金事業

【対象】母子家庭の母で次のすべてに該当する方
児童扶養手当を受給しているか、またはその支給要件と同様の所得水準にある方
雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方
就業経験や技能、または資格の取得・労働市場などの状況を判断し、当該講座の受講が適職に就くために必要

厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html

福祉のしごと
相談・面接会
を開催します

市内および近隣に所在する福祉施設・事業所約10カ所の参加により、就職面接会を次の通り開催します。



また、福祉の仕事に関するセミナーをはじめ、各事業所からパート・常勤職員等求人説明、福祉の仕事やボランティア活動の相

10月1日付
市人事異動

市では、10月1日付で部長級1人の異動を行いました

【部長級】消防本部消防長(消防本部次長) 百々義信
詳しくは職員課 ☎470・7716へ。

を始めます

と認められる方

【対象】修了した講座で本人が支払った受講料の20%相当額(上限10万円) 4000円以下は給付対象外

【事前相談】対象講座の受講前に、子育て支援課 ☎470・7736へ電話予約の上、ご相談ください(市の指定も必要です。事前相談をしないで受講した場合は、原則として給付金は支給されません)

高等技能訓練促進費事業

【対象】母子家庭の母で次のすべてに該当する方
児童扶養手当を受給しているか、またはその支給要件と同様の所得水準にある方
修業年限が2年以上の養成期間において、一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方

【対象資格】看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育師

【支給額】月額10万3000円(支給期間は修業期間の最後の3分の1に相当する期間とし、12カ月を限度とします)

【事前相談】修業期間の3分の2に相当する期間を経過すれば支給申請できますが、支給対象者の確認等が必要です。子育て支援課 ☎470・7736へ電話予約の上、事前にご相談ください。詳しくは同課へ。

健康づくり推進員
を募集!



「わくわく健康プラン東くるめ」のキャラクター「メルクちゃん」

東くるめお宝プラン

市の将来像でもある「水と緑とふれあいのまち」という東久留米の特徴を生かした3つのお宝プランを、「リバーサイド歩くめ」「野菜大好きプラン」「わくわく情報ネット」として推進しています。

推進により市民や関係機関が連携し、健康づくりの地域基盤ができてきています。

わくわくアクションプラン

現在行われている取り組みで、本計画に参加していただいた市民・組織・団体・行政による72のアクションプランがあります。アクションプランシートを毎年更新し、各アクションプランと連携をとりながら「だれもがいそいそと幸せに暮らせるまち」を目指します。

市民一人ひとりの取り組み

市民の皆さんが自ら取り組む健康づくりを支援します。7つの生活習慣の目標に対して、「わくわくカレンダー」などで呼び掛けています。



「野菜大好きプラン」でのひとコマ

一緒に
まかせん
活動

【活動内容】11月以降、月1〜2回程度の推進部会などの活動

【対象】市内在住の方

【活動期間】11月〜21年11月(報酬はありません)

申し込みは10月31日(水)

計画が目指すもの

「健康づくりは地域社会づくり」
これからの健康づくりは個人

計画の推進・評価

計画は18〜27年度の10年とします。18年度に市民アンケートを実施し、22年度・27年度の再度実施により計画・施策の見直しや評価を行います。詳しくは健康課保健サービス係 ☎477・0022へ。

《事前に電話でご予約を》

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 予約開始日等, 会場. Rows include 法律相談, 登記相談, 表示登記相談, 税務相談, 人権身の上相談, 不動産相談, 交通事故相談, 相続・遺言・成年後見等手続相談, 経営相談, 女性の悩み相談, 女性弁護士による法律相談, 教育相談室, 母子相談.

11月の気軽な無料相談

《直接会場へどうぞ》

Table with columns: 相談名, 相談日時, 相談員, 会場. Rows include 知的障害者相談, 身体障害者相談, 心身障害者(児)相談, 動物なんでも相談, 職業相談, 住宅増改築相談, 消費者相談, 電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会).

《訪問します》

Table with columns: 妊婦訪問相談, 訪問希望の方は健康課 ☎477・0022, 助産師, ご自宅.

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。